

第39号議案

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年6月13日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有
する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、
同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め
たもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定
は、平成31年4月1日から施行する。